

緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響を受ける者への支援策

<対象事業者>

- ✓ 今年4月及び5月の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置を踏まえ、
宣言及び重点措置の対象都道府県の、
 - ① 時短要請の対象である飲食店と直接・間接の取引があること
 - ② 不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていることなど必要な要件を満たすこと（全国の中堅・中小企業等）
- ✓ 2019年比又は2020年比で対象月の売上が▲50%以上減少していること

<給付額>

- ✓ 売上減少相当額（法人20万円/月、個人10万円/月を上限）

<事業執行スキーム>

- ✓ 現行の一時支援金のスキームを活用
（同一の事業者のIDの活用、登録確認機関による事前確認結果の活用など）